

第1回

女子差別撤廃委員会最終見解への対応に関する ワーキング・グループ

内閣府説明資料

1 災害と男女共同参画（東日本大震災以前）

平成7年1月 阪神・淡路大震災

女性の死者数が男性より1000人程度多い。家庭的責任が女性に集中。

平成16年10月 新潟県中越地震

「女性の視点」の担当として局職員を現地に派遣。新潟県等に女性の相談窓口を設置依頼。

平成17年7月 防災基本計画修正

男女共同参画の視点が初めて盛り込まれる

男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める旨が明記。

平成17年12月 男女共同参画基本計画（第2次） 防災分野が初めて盛り込まれる

新たな取組を必要とする分野として、防災（復興）の分野の男女共同参画を記載。

平成20年2月 防災基本計画修正

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨を明記。

平成22年12月 第3次男女共同参画基本計画

「第14分野 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新設。

4 防災における男女共同参画の推進 を明記。

第2回国連防災世界会議(2005年)
「兵庫行動枠組2005-2015」採択

平成23年3月 東日本大震災

東日本大震災の経験から見てきた男女共同参画に係る課題

1 防災や復興の政策・方針を決める過程に女性が参画していない

- 都道府県防災会議の委員に占める女性の割合：3.6%（12都道府県で女性委員ゼロ）
※平成23年4月時点
- 復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の割合：11.2%
※平成24年4月時点、沿岸38市町村



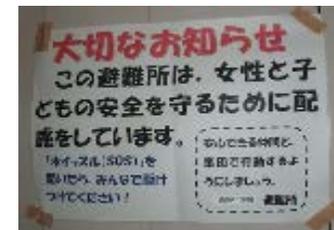
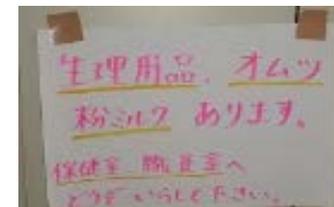
2 災害対応において男女のニーズの違い等に配慮がない

- 避難所に授乳や着替えをする場所がない／女性用の物干し場がなく下着が干せない。
- 生理用品や女性用下着が不足／避難所運営者が男性のため必要な物資を受け取りにくい・要望しにくい。
- 仮設住宅等における男性の引きこもりや孤立等が問題化。



3 災害が起きてから急に男女共同参画の視点で対応しようとしてもできない

- 国は発災直後から女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応の要請を行ったが、現場での浸透は不十分。
- 「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制」の確立は、防災基本計画にも明記。



平常時から男女共同参画の視点からの災害対応について、
関係者が理解しておくことが重要

2 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年5月）

<背景>

- ▶ 平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要。

<取組指針 及び 解説・事例集の作成>

- ▶ 取組指針は、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示すもの。
- ▶ 地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成と見直し等により、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備することを期待。消防団、自主防災組織、NPO、企業、大学等が活動に取り組む際にも参考にしていきたい。
- ▶ チェックシートや事例を盛り込んだ「解説・事例集」も作成。

<内容>

I 7つの「基本的な考え方」を提示

1. 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
2. 「主体的な担い手」として女性を位置づける
3. 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する
4. 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
5. 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する
6. 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置づける
7. 災害時要援護者への対応との連携に留意する

II 各段階において必要とされる取組等を記載

(各段階)

- ・ 事前の備え・予防
- ・ 発災直後の対応
- ・ 避難所
- ・ 応急仮設住宅
- ・ 復旧・復興



このほか、「広域的避難の支援」、「各段階における支援者への啓発と支援」、「男女別統計の整備」について記載。



3 第4次男女共同参画基本計画 (平成27年12月)

- 防災分野を独立した重点分野として新設。

第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」

<基本的考え方>

- ・ 予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進。
- ・ 女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施。
- ・ 女性は防災・復興の主体的な担い手であり、災害から回復する力を持つ社会を構築するには、女性が原動力となることを、国内外で共有。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	14.9%（平成29年）	30%（平成32年）
市町村防災会議に占める女性の割合 ①女性委員が登用されていない組織数 ②委員に占める女性の割合	①420（平成29年） ②8.1%（平成29年）	①0（平成32年） ②10%（早期）、更に30%を目指す（平成32年）
消防吏員に占める女性の割合	2.7%（平成30年度速報値）	5%（平成38年度当初）
消防団員に占める女性の割合	2.9%（平成29年度）	10%を目標としつつ、当面5%（平成38年度）

4 男女共同参画の視点からの防災研修プログラム（平成28年6月）

<背景>

- ▶ 東日本大震災や平成28年熊本地震などの災害では、避難所等の災害対応において、女性や子育て家庭のニーズへの対応が十分でないことが課題。
- ▶ 男女共同参画の視点からの災害対応について関係者が理解し、男女共同参画の視点を防災施策に反映させることが重要であり、これには、平時から防災施策に携わる職員に対する研修等の実施が重要。

<目的>

男女共同参画の視点をもって防災施策を企画立案及び実施できる地方公共団体の職員の育成

<研修プログラムの特徴>

- ▶ 座学とグループワークを組み合わせた参加型の研修
- ▶ 具体的な災害シチュエーションを想定して対策を考える実践的な研修
- ▶ 地域の実情に応じて研修内容をアレンジできる柔軟な研修

なぜ、男女共同参画の視点が防災に必要な（座学）

- ・ 災害対応には公助とともに、自助・共助が重要。
- ・ 共助を担う地域社会は多様。その基本が男女の違い。
- ・ 災害が与える影響や支援ニーズには男女差がある。
- ・ 一方、防災に関する意思決定過程は男性が中心。
- ・ 共助・公助をより機能させるため、男性中心型から男女共同参画型の防災にすることが重要。

<効果>

防災施策に男女共同参画の視点が反映され、多様な住民のニーズに対応した、より質の高い施策が可能となる。

男性と女性で異なる 災害時の支援ニーズ

東日本大震災時、女性用品の他に、粉ミルク、小児用おむつ、おしりふき、離乳食等の乳幼児用品について、女性からの要望が多かった。



避難所①

- 大規模な災害が起こったため、あなたは家族と共に、避難所となった中学校の体育館で数日を過ごしています。
- 避難所の運営を行うため、住民による班を作ることになり、PTA会長であるあなたは運営会議に出席しました。集まっているのは、自治体の職員や自治会の役員など男性ばかりです。
- 運営会議で、様々な情報を収集する「情報班」や、避難者数の把握や施設の管理を行う「管理班」、衛生環境の管理を行う「環境班」などを置くことになりました。あなたは、各班の業務の調整を行う「調整班」を希望しましたが、「食料班」の班長になってほしいと頼まれ引き受けました。

男女共同参画の視点から防災を考える（グループワーク）

部局・性別・年齢に多様性が出るようグループ編成を実施。

◆シチュエーションから考える男女共同参画の視点

- ・ 発災時の状況をシチュエーションシートにより想定。
- ・ シチュエーションから、行政が行うべき対策を考える。

◆男女共同参画の視点からの防災を実践するために

- ・ 防災対策の課題を振り返り、男女共同参画の視点から解決策を考える。

5 男女共同参画の視点による平成28年 熊本地震対応状況調査（平成29年3月）

<目的> 熊本地震での地方公共団体、民間団体等における対応状況を把握し、男女共同参画の視点から分析・検討することを通じ、今後の防災施策において解決すべき課題等を明確にする。

1. アンケート調査（一部抜粋）

- 被災自治体（熊本県、大分県下） 2県 37市町村
- 応援自治体（避難所支援等） 39都道府県820市区町村
- 民間団体 50団体

・男女共同参画の視点を反映した取組の実施状況(避難所)

取組事項	1か月以内までに実施した市町村	
間仕切りによるプライバシーの確保	13	54.2%
女性専用更衣室の設置	11	45.8%
授乳室の設置	11	45.8%
男女別トイレの設置	20	83.3%
避難所運営への女性の参画	15	62.5%

・発災時（発災後1か月以内）における男女共同参画担当部局の状況

	実施自治体	
男女共同参画の視点から対応を行うよう関係機関等に要請し自らも避難所巡回等を実施	2	5.1%
男女共同参画の視点から対応を行うよう関係機関等に要請	3	7.7%
他の災害対応に従事	19	48.7%
通常業務を実施	12	30.8%

・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等の認知状況

	被災自治体		応援自治体					
	男女共同参画担当	防災担当	男女共同参画担当	防災担当	防災担当			
認識状況	24	61.5%	16	41.0%	583	67.9%	532	61.9%
活用状況	12	30.8%	8	20.5%	205	23.9%	278	32.4%

2. ヒアリング調査結果（一部抜粋）

➢15団体（地方公共団体、民間支援団体等）

- ①女性の視点を生かした住民主体の避難所運営(益城町)
- ②乳児世帯専用避難所の早期開設及び保育環境の早期整備(御船町)
- ③職員派遣前の男女共同参画の視点を踏まえた説明会の実施(仙台市)

3. 提言～今後の災害対応に向けて～

1. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針を活用しての地方防災会議、地域防災計画等の見直しと実効性ある体制づくり・取組の推進
2. 平時からの男女共同参画の視点による防災等関係部局間の連携及び男女共同参画担当部局の役割の明確化
3. 応援・受援体制における男女共同参画の視点の導入
4. 自治体職員向けの防災研修・訓練に男女共同参画の視点を導入
5. 自助・共助における、平時からの男女共同参画の視点による啓発と女性リーダーの育成
6. 災害対応全般の底上げにつながる、被災後の保育・介護環境の早期再開や連携
7. 男女共同参画の視点からの防災・復興に関する統計の整備・活用

災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

1 災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族
- ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- イ. アのいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹
(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
- (4) 支給額
- ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円
- イ. その他の者が死亡した場合 250万円
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

2 災害障害見舞金の支給

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額
- ア. 生計維持者 250万円
- イ. その他の者 125万円
- (5) 費用負担 1に同じ

災害援護資金の概要

○ 根拠法律 「災害弔慰金の支給等に関する法律」 (昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号)

- (1) 実施主体 市町村 (特別区を含む)
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害
- (3) 受給者 (2) により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350 万円

① 世帯主の 1 か月以上の負傷	150 万円	} 250 万円	} 270 万円 (350)	} 350 万円
② 家財の 1/3 以上の損害	150 万円			
③ 住居の半壊	170 万円 (250)			
④ 住居の全壊	250 万円 (350)			
⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失	350 万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は () 内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5人以上	1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては 1,270 万円とする。	

- (6) 連帯保証人 必 置
- (7) 利率 年 3% (据置期間中は無利子)
- (8) 据置期間 3 年 (特別の場合 5 年)
- (9) 償還期間 10 年 (据置期間を含む)
- (10) 償還免除 借受人の死亡又は、重度障害により償還できなくなったと認められる場合
- (11) 償還方法 年賦又は半年賦
- (12) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

避難所運営ガイドライン(平成28年4月 内閣府(防災担当))(抄)

16. 女性・子供への配慮

ポイント



女性や子供の視点から避難所を考えよう

解説

女性や子供は特別なニーズを持った存在です。例えば、生理用品や更衣室、授乳室の必要等に配慮することで、多くの人が安心して過ごすことができる環境が維持できます。災害時であっても、最大限考慮するよう心配りをする事が重要です。また、女性自身の視点から、避難所運営を実施するために、避難所運営委員会への女性の参画も促しましょう。具体的には、少なくとも行政の審議会等において一般に目標とされている、委員の3割以上は女性の参画があることが望ましいと考えられます。

質の向上の実現のために

女性は家庭的責任を負っていることも多く、家族全員のニーズ、特に育児・介護・衛生・栄養等に関する細かい困りごと・要望や対応方法に関する知識・経験を、より多く持っている傾向にもあります。しかし、過去の災害時には、女性たちが意見を言う機会が限られていました。女性たちが避難所運営の意思決定に加わることができるよう配慮することで、特に高齢者や障害者、子供たちの命・健康のリスクの見守り体制が強化されることになり、避難所の質の向上につながる事が期待されます。

避難所運営ガイドライン(平成28年4月 内閣府(防災担当))(抄)



チェックリスト

16. 女性・子供への配慮

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎ 担当 ○ 支援 を記入	指示 したか	確認 したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目 1 女性における衛生面・保安面に配慮を実施する									
1-1	女性、妊産婦等が避難生活をする際に備えるべきことを確認する	◎				防災、男女共同参画、母子、保健担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	女性特有の物資(生理用品等)の確保を実施する		◎		○	施設管理者、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	女性用更衣室/スペースの設置を実施する				○	施設管理者、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア
1-4	授乳室/スペース等の設置を実施する				○	施設管理者、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医師・看護師、NPO・ボランティア
1-5	母子(妊婦・乳児)避難スペースの設置を検討する				○	施設管理者、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医師・看護師、NPO・ボランティア
1-6	キッズスペース(子供の遊び場)の設置を検討する				○	施設管理者、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア
対策項目 2 女性の活躍環境を確保する									
2-1	性別配慮について意見が反映できる環境を確保する	◎			○	避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	困りごと相談窓口の設置(女性やボランティアの協力を得る)を実施する				○	避難所支援班、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア
2-3	家庭的ニーズの積極的な掘り起しを実施する				○	避難所支援班、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア
2-4	安心して話せる女性だけの場の確保を検討する				○	避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア